

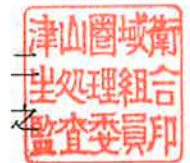
津山圏域衛生処理組合
監査委員告示第2号
令和7年3月14日

地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域衛生処理組合

監査委員 和田 賢

監査委員 三船 博



措置等の内容

| | | |
|----------------|--|----------------------------------|
| 1 | <p>行政財産目的外使用について、減免に関する申出がないにもかかわらず使用料を減免していた。減免するには申請者の意思を客観的に確認できるよう、事務処理を改められたい。また、申請に対する許可を公平公正に判断するため、津山圏域衛生処理組合行政財産使用料徴収条例において準用する津山市行政財産使用料徴収条例第5条第5号に関する審査基準を定められたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) |
| | | 2. 検討中 (措置を検討中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>行政財産目的外使用の減免の際には、申請者に対して減免申請書の提出を徹底するもの。</p> <p>また、審査基準については津山市行政手続条例第5条に基づき、審査基準を策定済み。</p> | |

| | | |
|----------------|--|----------------------------------|
| 2 | <p>業務委託について、受託者と履行者が異なることを認識していたにもかかわらず、責任の所在や二者の関係性などを明確に把握しないまま契約を締結していた案件があった。本来は履行者と委託契約すべきであるが、受託者と履行者が異なる場合でも二者間の役割分担や責任の所在が把握できる文書の提出を求めるなど、適切な事務処理に改められたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○印) | | 1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) |
| | ○ | 2. 検討中 (措置を検討中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>受託者及び履行者と協議を行い、適切な事務処理に向けた対応を実施するもの。</p> | |

| | | |
|---------------|--|----------------------------------|
| 3 | 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター運営事業管理業務委託について、支出予定額が300万円を超えていたが、契約締結時に副管理者の決裁を受けていなかった。津山圏域衛生処理組合事務局処務規則において準用する津山市事務決裁規程第13条第9号に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区分 (該当に○印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) |
| | | 2. 検討中 (措置を検討中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等の内容 | 事務処理上の入力誤り及び確認漏れによるもので、再発防止のため、津山市事務決裁規程に基づく専決者を、支出予定額や費目に応じて確認を徹底するもの。 | |

| | | |
|---------------|---|----------------------------------|
| 4 | 備品にラベルなどの標識票の表示がないものがあつた。津山圏域衛生処理組合物品会計規則において準用する津山市物品会計規則第29条の規定に基づき標識票を表示し管理されたい。 | |
| 区分 (該当に○印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合) |
| | | 2. 検討中 (措置を検討中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等の内容 | 事前調査後に該当する備品において、備品シールを貼付済み。 | |